

「千葉県職員倫理規則の一部を改正する規則（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県総務部総務課

1 意見募集期間 令和6年11月27日（水）から令和6年12月26日（木）まで

2 意見の提出状況 意見提出者数3人 提出意見数5件

3 提出された意見の概要と県の考え方

（趣旨を損なわない範囲で意見を整理・要約しています。）

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|--|
| 規則全般に関する意見 | |
| <p>どのように改訂しようとも、守らない職員は出てくるだけなので、こんなことに時間を取って、県民の税金を使うのではなく、本当に意味あることに税金分の給料を使うべきである。</p> <p>従来規則でも、罪に問える場合はそのようにすればよいだけであり、県としての罰を与えるのなら、そのようにすればよいだけのことである。</p> | <p>従来規則においては、利害関係者と共にする飲食で、自己負担額が1万円以下のものについては、届出の義務がありませんでした。今回の規則の改正により、利害関係者との飲食についてより透明性を高め、利害関係者及び職員の双方へのけん制を働かせ、職員と利害関係者との不適切な関係に結びつくことを防ぐことにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止をより一層強化することとしています。</p> |
| <p>倫理とは、単に飲食代の問題だけではなく、『県職員が県民の税金で働いていることに対しての、背信行為にあたることをさせない＝きちっと県民のために働くという状況および意識を作り出すこと』が最優先されなければならない。</p> <p>『倫理観のない職員だけとなっている千葉県職員の“税金泥棒になり下がっている”状況を改善するのが、本来の倫理規定』であろう。</p> | <p>県職員に求められる倫理が、飲食代の問題だけではないことは御指摘のとおりです。今後もコンプライアンスの研修等を通じて、公務に対する県民の信頼を確保していく取組を進めてまいります。</p> |
| <p>千葉県職員倫理規則における利害関係者について、契約の相手方（申込をしようとする者を含む。）とあるが、これは「契約の相手方と生計を一つにする者も含む」と明記すべきである。生計を一つにしている場合、契約の成否により利害が生じるので世間一般的に利害関係者ととらえるのが普通である。現行では契約の相手方の配偶者となら接待にならないようにも読み取れるが、判例では利害関係者とされる例があることから明記すべきである。</p> | <p>契約の相手方と生計を一つにする者が、県職員に対して、契約の相手方のために接待を行おうとする場合には、千葉県職員倫理条例第2条第5項に定める「事業者等の利益のためにする行為を行う場合」にあたり、利害関係者とみなされることとなります。この取り扱いについては、研修等を通じて、職員への周知を図ってまいります。</p> |

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|--|
| 改正内容に関する意見 | |
| <p>事業者等で構成される団体の総会等の会議に付随して当該団体により開催される会合での飲食が届け出不要となるが、なぜこの会合が透明性が確保されている、不適切な関係につながるリスクが低い、と言えるのか。</p> <p>「事業者で構成される団体」とは主に任意加入の団体であり、その団体に属さない事業者も含め、すべての事業者を公平に扱うのが職員の間取りべき態度である。業界団体＝事業者ではない事を考えれば業界団体総会後の懇親会も届け出制にすべきである。</p> | <p>事業者等で構成される団体の総会等の会議に付随して当該団体により開催される会合については、特定の構成員のために開催されるものではなく、また、県職員が職務として当該団体の総会等に出席する場合は、その後の飲食も含めて、公務又は公務に準じたものと考えられます。したがって、組織として職員の参加を把握しており、透明性も確保されていることから、特定の利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えております。</p> |
| <p>利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低い飲食については届出の対象から除外されることとなっているが、この除外対象となる飲食については、2,500円程度の金額であれば、職務上の必要な情報収集や意見交換等を行う上で適正な範囲と考えられる。</p> <p>過度に高額な飲食は、接待を受けていると誤解される可能性があるため避けるべきだが、適正な範囲の飲食は職務遂行上必要不可欠であり、2,500円程度であれば、透明性や不適切な関係につながるリスクが低いと判断できる。</p> | <p>今回の改正は、金額の基準を撤廃することにより、職員と利害関係者との飲食についての透明性を高め、職員と利害関係者との不適切な関係につながることを抑止することを目的としています。それにより職員及び利害関係者の負担が過度に大きいものにならないように配慮し、制度の実効性を確保するため、その態様から不適切な関係につながるリスクが低いと判断されるものについては、飲食の金額にかかわらず、届出の対象から除外することとしたものです。</p> |